

札幌市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、 設備及び運営に関する基準を定める要綱

平成 29 年 2 月 3 日

保健福祉局長決裁

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）
- 第 2 章 訪問型サービス（訪問介護相当型サービス）
 - 第 1 節 基本方針（第 5 条）
 - 第 2 節 人員に関する基準（第 6 条・第 7 条）
 - 第 3 節 設備に関する基準（第 8 条）
 - 第 4 節 運営に関する基準（第 9 条—第 39 条）
 - 第 5 節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第 40 条—第 42 条）
- 第 3 章 通所型サービス（通所介護相当型サービス、時間短縮型サービス）
 - 第 1 節 基本方針（第 43 条）
 - 第 2 節 人員に関する基準（第 44 条・第 45 条）
 - 第 3 節 設備に関する基準（第 46 条）
 - 第 4 節 運営に関する基準（第 47 条—第 56 条）
 - 第 5 節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第 57 条—第 60 条）

第 1 章 総則

（趣 旨）

第 1 条 この要綱は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「法施行規則」という。）第140条の63の6に基づき、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号及び札幌市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に規定する事業に係る人員、設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

（定 義）

第 2 条 この要綱で使用する用語の意義及び字句の意味は、次に掲げるもののほか、法

及び実施要綱で使用する用語の意義及び字句の意味によるものとする。

- (1) 第1号事業 法第115条の45第1項第1号及び実施要綱第4条第1項第1号に規定する事業をいう。
- (2) 指定第1号事業者 第1号事業を行う者として、法第115条の45の5第1項の規定による指定を受けた者をいう。
- (3) 指定第1号事業 指定第1号事業者により行われる第1号事業をいう。
- (4) 利用料 実施要綱第15条第1項及び第2項の規定により算定した額をいう。
- (5) 第1号事業支給費の額 実施要綱第16条に規定した第1号事業支給費の額をいう。
- (6) 法定代理受領サービス 法第115条の45の3第3項の規定により第1号事業支給費が利用者に代わり当該指定事業者を支払われる当該第1号事業支給費に係る第1号事業をいう。
- (7) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
- (8) 基準条例 札幌市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年札幌市条例第8号）をいう。
- (9) 地密条例 札幌市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年札幌市条例第9号）をいう。
- (10) 介護予防サービス計画等 法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画及び実施要綱第4条第1項第1号エに規定する介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）をいう。

(申請者の要件)

第3条 指定の申請をすることができる事業者は、法人とする。

(指定第1号事業の一般原則)

第4条 指定第1号事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定第1号事業者は、指定第1号事業の運営に当たっては、地域との結び付きを重視し、本市及び他の居宅サービス事業者又は介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

3 指定第1号事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行う

とともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定第1号事業者は、サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

5 指定第1号事業者は、指定第1号事業の運営に当たっては、暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）の支配を受けてはならず、また、暴力団（同条第1号に規定する暴力団をいう。）を利することとならないよう、暴力団の排除（同条第3号に規定する暴力団の排除（事業活動に係るものに限る。）をいう。）を行わなければならない。

第2章 訪問型サービス（訪問介護相当型サービス）

第1節 基本方針

第5条 指定第1号事業に該当する訪問介護相当型サービス（以下「指定訪問介護相当型サービス」という。）の事業は、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（訪問介護員等の員数）

第6条 指定訪問介護相当型サービス事業者が指定訪問介護相当型サービス事業所ごとに置くべき訪問介護員等（指定訪問介護相当型サービスの提供に当たる介護福祉士又は法施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者をいう。次項及び第4節において同じ。）の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。

2 指定訪問介護相当型サービス事業者は、指定訪問介護相当型サービス事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該指定訪問介護相当型サービス事業者が指定訪問介護事業者の指定を合わせて受け、かつ、指定訪問介護相当型サービスの事業及び指定訪問介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定訪問介護の利用者を含む。以下この条において同じ。）の数を40で除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数

による。

4 第2項のサービス提供責任者は、介護福祉士又は「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下、「基準省令」という。）」第5条第4項の厚生労働大臣が定める者であって、専ら指定訪問介護相当型サービスに従事する者をもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定訪問介護相当型サービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下、「地密省令」という。）」第3条の4第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（地密省令第6条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）に従事することができる。

5 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している指定訪問介護相当型サービス事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該指定訪問介護相当型サービス事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数を50で除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上とすることができる。

6 指定訪問介護相当型サービス事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護相当型サービスの事業及び指定訪問介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、基準条例第6条第1項から第5項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第7条 指定訪問介護相当型サービス事業者は、指定訪問介護相当型サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問介護相当型サービス事業所の管理上支障がない場合は、管理者を当該指定訪問介護相当型サービス事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

第3節 設備に関する基準

第8条 指定訪問介護相当型サービス事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問介護相当型サービスの提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

2 指定訪問介護相当型サービス事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護相当型サービスの事業及び指定訪問介護の事業が同一の事業所において一体的に運営

されている場合については、基準条例第8条第1項又は旧基準条例第280条第1項に規定する設備、備品等に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第9条 指定訪問介護相当型サービス事業者は、指定訪問介護相当型サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第27条の規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定訪問介護相当型サービス事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第4項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定訪問介護相当型サービス事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

ア 指定訪問介護相当型サービス事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定訪問介護相当型サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項の重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾をする場合にあっては、指定訪問介護相当型サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、光ディスクその他一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項の重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項の規定により重要事項の提供を行う場合の電磁的方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 指定訪問介護相当型サービス事業者は、第2項の規定により重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる電磁的方法及びファイルへ

の記録の方式を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(提供拒否の禁止)

第10条 指定訪問介護相当型サービス事業者は、正当な理由がなく指定訪問介護相当型サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第11条 指定訪問介護相当型サービス事業者は、当該指定訪問介護相当型サービス事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問介護相当型サービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る指定第1号介護予防支援事業受託者への連絡、適当な他の指定訪問介護相当型サービス事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第12条 指定訪問介護相当型サービス事業者は、指定訪問介護相当型サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、実施要綱第5条第1項に規定する対象者か否かを確認するものとする。

(第1号事業支給費を受け取るための援助)

第13条 指定訪問介護相当型サービス事業者は、指定訪問介護相当型サービスの提供の開始に際し、要支援認定等の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて第1号事業支給費の支給を受け取るために必要な援助を行わなければならない。

2 指定訪問介護相当型サービス事業者は、第1号介護予防支援事業が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する日の30日前までに行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第14条 指定訪問介護相当型サービス事業者は、指定訪問介護相当型サービスの提供に当たっては、利用者に係る指定第1号介護予防支援事業受託者が開催するサービス担当者会議（担当職員

が介護予防サービス計画等の作成のために介護予防サービス計画等の原案に位置付けた指定訪問介護相当型サービス等の担当者を招集して行う会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(指定第1号介護予防支援事業受託者等との連携)

第15条 指定訪問介護相当型サービス事業者は、指定訪問介護相当型サービスの提供に当たっては、指定第1号介護予防支援事業受託者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者(以下「指定第1号介護予防支援事業受託者等」という。)との密接な連携に努めなければならない。

2 指定訪問介護相当型サービス事業者は、指定訪問介護相当型サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定第1号介護予防支援事業受託者等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第16条 指定訪問介護相当型サービス事業者は、指定訪問介護相当型サービスの提供の開始に際し、利用申込者が実施要綱第13条のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画等の作成を指定第1号介護予防支援事業受託者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、指定訪問介護相当型サービスの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定第1号介護予防支援事業受託者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス計画等に沿ったサービスの提供)

第17条 指定訪問介護相当型サービス事業者は、介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画等に沿った指定訪問介護相当型サービスを提供しなければならない。

(介護予防サービス計画等の変更の援助)

第18条 指定訪問介護相当型サービス事業者は、利用者が介護予防サービス計画等の変更を希望する場合は、当該利用者に係る指定第1号介護予防支援事業受託者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第19条 指定訪問介護相当型サービス事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められた時は、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第20条 指定訪問介護相当型サービス事業者は、指定訪問介護相当型サービスを提供した際には、指定訪問介護相当型サービスの提供日及び内容、当該指定訪問介護相当型サービスについて法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画等を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定訪問介護相当型サービス事業者は、指定訪問介護相当型サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第21条 指定訪問介護相当型サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問介護相当型サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問介護相当型サービスに係る利用料から当該指定訪問介護相当型サービス事業者に支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定訪問介護相当型サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護相当型サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定訪問介護相当型サービスに係る利用料との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定訪問介護相当型サービス事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問介護相当型サービスを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定訪問介護相当型サービス事業者は、前項の交通費の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(給付の請求のための証明書の交付)

第22条 指定訪問介護相当型サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護相当型サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定訪問介護相当型サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第23条 指定訪問介護相当型サービス事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する訪問介護相当型サービスの提供をさせてはならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第24条 指定訪問介護相当型サービス事業者は、指定訪問介護相当型サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに指定訪問介護相当型サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって給付を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第25条 訪問介護員等は、現に指定訪問介護相当型サービスの提供を行っている時に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第26条 指定訪問介護相当型サービス事業所の管理者は、当該指定訪問介護相当型サービス事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。

2 指定訪問介護相当型サービス事業所の管理者は、当該指定訪問介護相当型サービス事業所の他の従業者にこの節及び次節の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

3 サービス提供責任者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 指定訪問介護相当型サービスの利用の申込みに係る調整をすること。
- (2) 利用者の状態の変化及び指定訪問介護相当型サービスに関する意向を定期的に把握すること。

(2)の2 指定第1号介護予防支援事業受託者等に対し、指定訪問介護相当型サービスの提供

に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。

- (3) サービス担当者会議への出席等により、指定第1号介護予防支援事業受託者等と連携を図ること。
- (4) 訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この項において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
- (5) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
- (6) 訪問介護員等の能力及び希望を踏まえた業務管理を実施すること。
- (7) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。
- (8) その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

(運営規程)

第27条 指定訪問介護相当型サービス事業者は、指定訪問介護相当型サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定訪問介護相当型サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 虐待の防止のための措置
- (8) その他運営に関する重要事項

(介護等の総合的な提供)

第28条 指定訪問介護相当型サービス事業者は、指定訪問介護相当型サービスの事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供するものとし、特定の援助に偏ることがあってはならない。

(勤務体制の確保等)

第29条 指定訪問介護相当型サービス事業者は、利用者に対し、適切な指定訪問介護相当型サービスを提供できるよう、指定訪問介護相当型サービス事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制

を定めておかなければならない。

2 指定訪問介護相当型サービス事業者は、指定訪問介護相当型サービス事業所ごとに、当該指定訪問介護相当型サービス事業所の訪問介護員等によって指定訪問介護相当型サービスを提供しなければならない。

3 指定訪問介護相当型サービス事業者は、訪問介護員等に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

4 指定訪問介護相当型サービス事業者は、適切な指定訪問介護相当型サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第29条の2 指定訪問介護相当型サービス事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護相当型サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制により早期に業務の再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問介護相当型サービス事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定訪問介護相当型サービス事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第30条 指定訪問介護相当型サービス事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定訪問介護相当型サービス事業者は、指定訪問介護相当型サービス事業所の設備、備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

3 指定訪問介護相当型サービス事業者は、当該指定訪問介護相当型サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定訪問介護相当型サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

- (2) 当該指定訪問介護相当型サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定訪問介護相当型サービス事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(掲示)

第31条 指定訪問介護相当型サービス事業者は、指定訪問介護相当型サービス事業所の見やすい場所に、第27条の規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定訪問介護相当型サービス事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定訪問介護相当型サービス事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(秘密保持等)

第32条 指定訪問介護相当型サービス事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定訪問介護相当型サービス事業者は、当該指定訪問介護相当型サービス事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 指定訪問介護相当型サービス事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第33条 指定訪問介護相当型サービス事業者は、指定訪問介護相当型サービス事業所について広告をする場合は、その内容を虚偽又は誇大なものとしてならない。

(不当な働きかけの禁止)

第33条の2 指定訪問介護相当型サービス事業者は、介護予防サービス計画等の作成又は変更に関し、指定第1号介護予防支援事業受託者の介護支援専門員又は利用者に対して、利用者に必要なサービスを提供するよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

(指定第1号介護予防支援事業受託者に対する利益供与の禁止)

第34条 指定訪問介護相当型サービス事業者は、指定第1号介護予防支援事業受託者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第35条 指定訪問介護相当型サービス事業者は、提供した指定訪問介護相当型サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問介護相当型サービス事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定訪問介護相当型サービス事業者は、提供した指定訪問介護相当型サービスに関し、法第115条の45の7第1項の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定訪問介護相当型サービス事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。

(相談援助事業等への協力等)

第36条 指定訪問介護相当型サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定訪問介護相当型サービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が当該利用者に対する相談及び援助を行う事業その他、市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

2 指定訪問介護相当型サービス事業者は、指定訪問介護相当型サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護相当型サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護相当型サービスの提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第37条 指定訪問介護相当型サービス事業者は、利用者に対する指定訪問介護相当型サービスの提供により事故が発生した場合は、関係する市町村及び当該利用者の家族、当該利用者に係る指

定第1号介護予防支援事業受託者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問介護相当型サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して講じた措置について記録しなければならない。

3 指定訪問介護相当型サービス事業者は、利用者に対する指定訪問介護相当型サービスの提供により損害を賠償すべき事故が発生した場合は、その損害を速やかに賠償しなければならない。

(虐待の防止)

第37条の2 指定訪問介護相当型サービス事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定訪問介護相当型サービス事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定訪問介護相当型サービス事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定訪問介護相当型サービス事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(会計の区分)

第38条 指定訪問介護相当型サービス事業者は、指定訪問介護相当型サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問介護相当型サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第39条 指定訪問介護相当型サービス事業者は、次項に定めるもののほか、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。

- 2 指定訪問介護相当型サービス事業者は、次の各号に掲げる記録を整備しなければならない。
 - (1) 指定訪問介護相当型サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、提供期間等を記載した計画(以下、訪問介護相当型サービス計画)という。)
 - (2) 第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 第24条の規定による市町村への通知に係る記録
 - (4) 第35条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(5) 第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録

3 前項各号に掲げる記録は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日まで保存しなければならない。

(1) 前項第1号及び第2号に掲げる記録 当該記録に係る介護給付があった日から5年を経過した日

(2) 前項第3号から第5号までに掲げる記録 その完結の日から2年を経過した日

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定訪問介護相当型サービスの基本取扱方針)

第40条 指定訪問介護相当型サービス事業者は、当該サービスの提供に当たり、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定訪問介護相当型サービス事業者は、自らその提供する指定訪問介護相当型サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 指定訪問介護相当型サービス事業者は、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識して、指定訪問介護相当型サービスの提供に当たらなければならない。

4 指定訪問介護相当型サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法による指定訪問介護相当型サービスの提供に努めなければならない。

5 指定訪問介護相当型サービス事業者は、指定訪問介護相当型サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定訪問介護相当型サービスの具体的取扱方針)

第41条 訪問介護員等の行う指定訪問介護相当型サービスの方針は、第5条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。

(1) 指定訪問介護相当型サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議における情報交換その他の適切な方法により、利用者の心身の状況、置かれている環境その他の利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。

(2) サービス提供責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介護相当型サービス計画を作成すること。

(3) 訪問介護相当型サービス計画は、既に介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画等の内容に沿って作成すること。

- (4) サービス提供責任者は、訪問介護相当型サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得ること。
- (5) サービス提供責任者は、訪問介護相当型サービス計画を作成した際には、当該訪問介護相当型サービス計画を記載した書面を利用者に交付すること。
- (6) 指定訪問介護相当型サービスの提供に当たっては、訪問介護相当型サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うこと。
- (7) 指定訪問介護相当型サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、その提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (8) 指定訪問介護相当型サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって行うこと。
- (9) サービス提供責任者は、訪問介護相当型サービス計画に基づく指定訪問介護相当型サービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該訪問介護相当型サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対する指定訪問介護相当型サービスの提供状況等について、当該指定訪問介護相当型サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した指定第1号介護予防支援事業受託者に報告するとともに、当該訪問介護相当型サービス計画に記載した提供期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該訪問介護相当型サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うこと。
- (10) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該指定訪問介護相当型サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した指定第1号介護予防支援事業受託者に報告すること。
- (11) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて訪問介護相当型サービス計画の変更を行うこと。この場合においては、前各号の規定を準用する。

(指定訪問介護相当型サービスの提供に当たっての留意点)

第42条 指定訪問介護相当型サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次の各号に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 指定訪問介護相当型サービス事業者は、指定訪問介護相当型サービスの提供に当たり、介護予防ケアマネジメント要綱第36条第1第2号に規定するアセスメント（以下、「アセスメント」という。）において把握された課題、指定訪問介護相当型サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟に行うよう努めること。
- (2) 指定訪問介護相当型サービス事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主

的な取組等による支援及び他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮すること。

第3章 通所型サービス（通所介護相当型サービス、時間短縮型サービス）

第1節 基本方針

第43条 指定第1号事業に該当する通所介護相当型サービス及び時間短縮型サービス（以下「指定通所型サービス」という。）の事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第44条 指定通所型サービスの事業を行う者（以下「指定通所型サービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定通所型サービス事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「通所型サービス従業者」という。）の員数は次の各号のとおりとする。ただし、地域密着型特別養護老人ホームに併設される指定通所型サービス事業所にあつては、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員又は機能訓練指導員により指定通所型サービス事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、第1号の生活相談員又は第4号の機能訓練指導員を置かないことができる。

- （1）生活相談員 指定通所型サービスの提供日ごとに、指定通所型サービスを提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定通所型サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定通所型サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数を1以上とするために必要と認められる数
- （2）看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 指定通所型サービスの単位ごとに、専ら当該指定通所型サービスの提供に当たる看護職員を1人以上確保するために必要と認められる数
- （3）介護職員 指定通所型サービスの単位ごとに、当該指定通所型サービスを提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定通所型サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定通所型サービスを提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数を利用者（当該指定通所型サービス事業者が指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所型サービスの事業と指定通所介護の事業又は指定地域密着型通所介護の事業とが同一の

事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定通所型サービス、指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が15人以下の場合にあつては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1以上

2 当該指定通所型サービス事業所の利用定員(当該指定通所型サービス事業所において同時に通所型サービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下同じ。)が10人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数の合計数を、通所型サービスの単位ごとに、当該指定通所型サービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該通所型サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数を1以上とするために必要と認められる数とすることができる。

3 指定通所型サービス事業者は、指定通所型サービスの単位ごとに、第1項第3号の介護職員(前項の規定の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。)を、常時1人以上当該指定通所型サービスに従事させなければならない。

4 介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合に限り、他の指定通所型サービスの単位の介護職員として従事することができる。

5 前各項の指定通所型サービスの単位は、指定通所型サービスであつてその提供が同時に1人又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定通所型サービス事業所の他の職務に従事することができる。

7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

8 指定通所型サービス事業者が指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所型サービスの事業と指定通所介護の事業又は指定地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、基準条例第100条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準若しくは地密条例第60条の3第1項から第7項までに規定する人員に関する基準又は旧基準条例第323条第1項から第7項までを満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなす。

(管理者)

第45条 指定通所型サービス事業者は、指定通所型サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定通所型サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所型サービス事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

第3節 設備に関する基準

第46条 指定通所型サービス事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、非常災害に際して必要な消火設備その他の設備及び指定通所型サービスの提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

2 前項の食堂、機能訓練室及び相談室の基準は、次のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室 それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保できるときは、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 指定通所型サービス事業所の設備は、専ら当該指定通所型サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定通所型サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合（指定通所型サービス事業者が第1項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所型サービス以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

5 指定通所型サービス事業者が指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所型サービスの事業及び指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、基準条例第102条第1項から第3項まで若しくは地密条例第60条の5第1項から第3項又は旧基準条例第325条第1項から第3項までに規定する設備、備品等に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第47条 指定通所型サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定通所型サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定通所型サービスに係る利用料か

ら当該指定通所型サービス事業者から支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定通所型サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定通所型サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定通所型サービスに係る第1号事業支給費との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定通所型サービス事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
- (2) 指定通所型サービスに通常要する時間を超える指定通所型サービスであって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所型サービスに係る利用料を超える費用
- (3) 食事の提供に要する費用
- (4) おむつ代
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定通所型サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者負担に相当と認められるもの

4 前項第3号に掲げる費用については、基準省令第96条第4項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 第3項第5号に掲げる費用については、通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて(平成12年老企第54号)が定めるところによるものとする。

6 指定通所型サービス事業者は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(管理者の責務)

第48条 指定通所型サービス事業所の管理者は、指定通所型サービス事業所の従業者の管理及び指定通所型サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定通所型サービス事業所の管理者は、当該指定通所型サービス事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行わなければならない。

(運営規程)

第 49 条 指定通所型サービス事業者は、指定通所型サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定通所型サービスの利用定員
- (5) 指定通所型サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) 指定通所型サービスの利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置
- (11) その他事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第 50 条 指定通所型サービス事業者は、利用者に対し適切な指定通所型サービスを提供できるよう、指定通所型サービス事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定通所型サービス事業者は、指定通所型サービス事業所ごとに、当該指定通所型サービス事業所の従業者によって指定通所型サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定通所型サービス事業者は、通所型サービス従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定通所型サービス事業者は、全ての通所型サービス従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定通所型サービス事業者は、適切な指定通所型サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所型サービス従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(定員の遵守)

第 51 条 指定通所型サービス事業者は、利用定員を超えて指定通所型サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第 52 条 指定通所型サービス事業者は、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

2 指定通所型サービス事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう努めなければならない。

(衛生管理等)

第 53 条 指定通所型サービス事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定通所型サービス事業者は、当該指定通所型サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定通所型サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所型サービス従業員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定通所型サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定通所型サービス事業所において、通所型サービス従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(地域との連携等)

第 53 条の 2 指定通所型サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動を行う団体等との連携及び協力その他の地域との交流に努めなければならない。

2 指定通所型サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定通所型サービスに関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が当該利用者に対する相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

3 指定通所型サービス事業者は、指定通所型サービス事業所の所在する建物と同一の建物に

居住する利用者に対して指定通所型サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所型サービスの提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第54条 指定通所型サービス事業者は、利用者に対する指定通所型サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村及び当該利用者の家族、当該利用者に係る指定第1号介護予防支援事業受託者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定通所型サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して講じた措置について記録しなければならない。

3 指定通所型サービス事業者は、利用者に対する指定通所型サービスの提供により損害を賠償すべき事故が発生した場合は、その損害を速やかに賠償しなければならない。

4 指定通所型サービス事業者は、第46条第4項の指定通所型サービス以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第55条 指定通所型サービス事業者は、次項に定めるもののほか、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかななければならない。

2 指定通所型サービス事業者は、次の各号に掲げる記録を整備しなければならない。

(1) 指定通所型サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、提供期間等を記載した計画（以下、「通所型サービス計画」という。）

(2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第24条の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第35条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(5) 前条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) 指定通所型サービス従業者の勤務の体制及び実績に関する記録

3 前項各号に掲げる記録は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日まで保存しなければならない。

(1) 前項第1号、第2号及び第6号に掲げる記録 当該記録に係る給付があった日から5年を経過した日

(2) 前項第3号から第5号までに掲げる記録 その完結の日から2年を経過した日

(準用)

第56条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第24条、第25条、第29条の2、第31条から第33条まで、第34条、第35条、第37条の2及び第38条の規定は、指定通所型サービスの事業について準用する。この場合において、第9条第1項及び第31条中「第27条」とあるのは「第49条」と、第9条第1項、第25条、第29条の2第2項、第31条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「通所型サービス従業者」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定通所型サービスの基本取扱方針)

第57条 指定通所型サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定通所型サービス事業者は、自らその提供する指定通所型サービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

3 指定通所型サービス事業者は、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上その他の特定の心身の機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身の機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識して、指定通所型サービスの提供に当たらなければならない。

4 指定通所型サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法による指定通所型サービスの提供に努めなければならない。

5 指定通所型サービス事業者は、指定通所型サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定通所型サービスの具体的取扱方針)

第58条 指定通所型サービスの方針は、第43条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。

(1) 指定通所型サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議における情報交換その他の適切な方法により、利用者の心身の状況、置かれている環境その他の利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。

(2) 指定通所型サービス事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、通所型サービス計画を作成すること。

- (3) 通所型サービス計画は、既に介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画等の内容に沿って作成すること。
- (4) 指定通所型サービス事業所の管理者は、通所型サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得ること。
- (5) 指定通所型サービス事業所の管理者は、通所型サービス計画を作成した際には、当該通所型サービス計画を記載した書面を利用者に交付すること。
- (6) 指定通所型サービスの提供に当たっては、通所型サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うこと。
- (7) 指定通所型サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、その提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (8) 指定通所型サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって行うこと。
- (9) 指定通所型サービス事業所の管理者は、通所型サービス計画に基づく指定通所型サービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該通所型サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対する指定通所型サービスの提供状況等について、当該指定通所型サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した指定第1号介護予防支援事業受託者に報告するとともに、当該通所型サービス計画に記載した提供期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該通所型サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うこと。
- (10) 指定通所型サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該指定通所型サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した指定第1号介護予防支援事業受託者に報告すること。
- (11) 指定通所型サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて通所型サービス計画の変更を行うこと。この場合においては、前各号の規定を準用する。

(指定通所型サービスの提供に当たっての留意点)

第59条 指定通所型サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 指定通所型サービス事業者は、指定通所型サービスの提供に当たり、アセスメントにおいて把握された課題、指定通所型サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟に行うよう努めること。
- (2) 指定通所型サービス事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスの提供に当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適

切なものとする。

- (3) 指定通所型サービス事業者は、指定通所型サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

(安全管理体制等の確保)

第60条 指定通所型サービス事業者は、指定通所型サービスの提供を行っている時に利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師に連絡できるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければならない。

2 指定通所型サービス事業者は、指定通所型サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。

3 指定通所型サービス事業者は、指定通所型サービスの提供に当たり、事前に脈拍、血圧等を測定する等により利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度な内容とするよう努めなければならない。

4 指定通所型サービス事業者は、指定通所型サービスの提供を行っている時においても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

第4章 雑則

(電磁的記録等)

第61条 作成、保存その他これらに類するもののうち、この要綱において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うこととされているもの（第12条（第56条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、この要綱において書面により行うこととされているものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知

覚によって認識することができない方法をいう。)により行うことができる。

附 則

(附則施行期日)

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この要綱の施行について必要な準備行為は、要綱の施行日前においてもすることができる。

附 則

(附則施行期日)

第 1 条 この要綱は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

(準用)

第 2 条 この要綱で定める他は、人員、設備及び運営に関する基準については、指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成 11 年老企第 25 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知。以下「通知」という。）における取扱いに準ずる。また、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、旧通知における第四の三の 1 及び 6 の取扱いに準ずる。

(経過措置)

第 3 条 当面の間、第 6 条第 1 項に定める「法施行規則第 22 条の 23 第 1 項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者」とあるのは「法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者」と読み替えるものとする。

附 則

(附則施行期日)

第 1 条 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

第 2 条 この要綱の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、第 4 条第 3 項及び第 37 条の 2（第 56 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とし、第 27 条及び第 49 条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。））」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

第 3 条 この要綱の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間における第 29 条の 2（第 56 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあ

るのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

第4条 この要綱の施行の日から令和6年3月31日までの間における第30条第3項及び第53条第2項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。